

中国が社会主義市場経済体制を確立し、世界貿易機関（WTO）への加盟に伴い、「法に依って国を治め、社会主義法治国家を建設する」必要から、中国の法制改革と法学研究にも新しい動向が見られる。以下簡単に紹介する。

●憲法の改正

報道によると、中国全国人民代表大会常務委員会は、憲法改正領導小組を組織した。これにより、中国は憲法改正に動き始めたと見なすことができる。中国の現行憲法は、一九八二年、計画経済体制の下に制定された。改革開放の進展に伴い、中国全国人民代表大会は、一九八八年、一九九三年、一九九九年に、憲法に対して三度の改正と補足を施した。主な点は、経済面では、個人経営経済と私営経済の合法性を認め、土地使用権の合法的譲渡を許可したこと、社会主義市場経済体制を確立したことである。また、政治面では、鄧小平理論を国家の指導的思想とし、「法に依って国を治め、社会主

義法治国家を建設する」という目標を加えたことである。ここ数年、中国経済が急速に発展する一方で、政治改革が相対的に立ち遅れているという状況に鑑み、人々は政治改革を呼びかけるのと同時に、憲法に対しても必要な改正を行うよう求めている。しかし、一部の学者も気付いているように、憲法改正を通して政治改革を推進させることで、中国に「現代の民主政治的性質を備えた憲法」をもたせようとする期待は、明らかに高すぎるのである。つまり、現在の中国においては、民主政治の理念に基づき、憲法を全面的に改正するには、時期尚早なのである。そのため、今回の憲法改正においては、「三つの代表」の思想および「全面的にやや豊かな社会を建設する」という国家目標を憲法の中に盛り込み、これに併せて、私有財産を保護する内容を増加させるに違いないと推測する人もいる。民主政治の面に至っては、改正および補充する内容はあまり多くないであろう。だが、公民の権利を保障する

条項、例えば公民の請願の自由、ストライキを行う自由、移転の自由などを増やすことを主張する学者もいる。

この他として、憲法においては、イデオロギーや一般的な政治および政策の宣伝といった内容は薄らいでいくだろう。憲法の権威を打ち立てるため、違憲審査機構の条項を加えるよう主張する学者もいる。もし中国社会の経済発展と政治改革が比較的順調に進行し、安定的であるならば、一〇年、ないしは、それよりはもう少し長い時間が経過した後、中国は民主政治的な憲法をもつことになるにちがいないと推測する人もいる。焦りすぎた場合には、「急いで事は仕損じる」になりかねないであろう。

●民法典の制定

二〇〇二年一月、中国全国人民代表大会常務委員会は民法典草案の審議を開始した。この重大な立法活動は、社会全体の関心を集めた。民法は国家の基本法であると見なされており、平

等な主体間における財産関係や人身関係（人格権・身分権）を調整、規律する。中国は改革開放以来、相次いで、民法通則、契約法、担保法、著作権法、商標法、特許法、婚姻法、養子縁組法、相続法などの民事に関する法律を制定した。また、その他の法律においても、民事法律関係に関する規定を設けた。だが、社会経済の発展と変化に対応し、民主的な法制度建設を推し進め、世界貿易機関加盟への必要から、中国は民法の「法典化」の実現に努めてきている。

調べた限りでは、今回審議に付された民法典草案は、既存の民事法律・法規を整理、編集し、そこに、新たに起草された物権法草案を加えた基礎の上に、形成されたものである。全体で九編からなっており、第一編…総則、第二編…物権法、第三編…契約法、第四編…人格権法、第五編…婚姻法、第六編…養子縁組法、第七編…相続法、第八編…権利侵害責任法、第九編…涉外民事関係の法律適用法である。草案の

条文を、各編ごとに単独で計算すると、全部で一二〇九の条文がある。民法典草案が立法の議事日程に上ったことは、中国の立法史上、まさに里程碑の意義をもった出来事であると中国法学界の人々は考えている。なぜなら、中国は官僚体制（官本位）、刑法を重んじ民法を軽んじること、公権を重んじ私権を軽んじること、長期にわたって染まってきた国家であり、それが故に、民法典の制定には、重要な現実的意義と歴史的意義を認めざるを得ないのである。しかし、一体全体どのように民法典を制定するのか、どのような民法典を制定するのかについて、中国の法学界では、民法典草案が立法機関の審議に入ったことから、黙して語らずというのではなく、かえって激しい討論や論争を展開した。このことは、中国法学界の新たな状況を反映したものである。

●私的権利の開放

民法典の立法指導思想について、民法典が「人民の自由に関するバイブル」

と褒め称えられるからには、民法典立法の基本的な価値指向は「私権空間を拡大する」ものでなければならぬと、一部の学者は考える。また、伝統的な中国社会も改革開放前の中国社会も、いずれもが公権力秩序を核心とする社会であり、私権と私権に関する法は、中国ではこれまでずっと重視されてこなかった。このため、民法典は、私権を拡大し、公権の私権に対する任意の侵害や威嚇を防止するといった立法における根本的な指導的思想を具体的に表すべきである、と指摘する学者もいる。

民法典の基本的な特徴について、一部の学者は、開放型の民法典を制定すべきであると指摘する。そこには、主体の地位と資格の開放（すなわち自然人と法人に制限するにとどまらないこと）、民事権利の開放（すなわち民事権利の規定は限定があるべきではないこと）、民事行為の開放（すなわち、「法律が禁止していないことはすべて合法であること」といったように、民事活動における私的権利の積極性を引

き出すことに重きをおかなければならないこと)、民事責任の開放(すなわち権利が与えられた人の権利救済手段を多様化すること)が含まれる。もし民法典を閉じた体系とし、完全に「法定主義」を採用するならば、それは危険に満ちており、私権を過剰に制限し、社会や経済の発展を阻害することになるだろうと指摘する学者もいる。

●民法典編纂の争点

民法典の編纂方式について、一部の学者は、現在審議に提出されている「散漫方式、編集式」の民法典草案に賛成せず、「論理性と体系性を備えた民法典」を制定するよう主張している。また、ある学者は、「体系が乱れ、論理性を重んじない民法典が中国にもたらすであろう損害は、中国に民法典がないことよりも、何千倍にもなるだろう」と指摘している。

民法典の形式問題について、立法機関の人々が語ったことによれば、民法典の編纂の仕事から見ると、論争が最

も激しく、最も差し迫って解決しなければならぬのは、民法草案に関する形式問題である。なかでも、知的所有権法と涉外民事関係の法律適用法を民法典に組み入れるべきか、また人格権法と債権法総則を民法典の中で独立した一編として編集するべきか、という問題に集中している。これ以外にも、物権法に、国家所有権、集団所有権、私的所有権という三種類の所有権を明確に規定するかどうかという問題などにも論争がある。

民法典における法理上の根拠問題について、中国が民法典を制定することは、中国の国情から出発すべきであり、自己の実践経験と法学研究の成果を重視すべきであることに疑いはないが、同時に、大陸法系の国家、とりわけドイツにおける民法理論と立法経験を真剣に吸収し、参考としなければならぬと中国の法律家は考えている。ある学者が「新しいものを創り出すべき」と強調し、「ドイツの民法に対してノーと言わなければならない」と提起した

としても、中国が、ドイツから受け継いできた民法に関する概念、原則、制度、理論体系は、すでに一〇〇年の歴史があり、中国の法律的伝統と法律文化の基礎になっており、また中国の立法、司法、法律教学と研究における基本的な法理上の根拠になっている。このため、中国が民法典を制定するのは、もとより中国の国情とは切り離せないが、法律の淵源と法理上の根拠から、中国はドイツ法系に属するという基本的事実を直視すべきである。

民法典草案の立法審議プロセスの問題について、民法典草案の審議開始から民法典草案の正式採択までは、討論、検討、修正、改善を繰り返すプロセスであり、その間に、専門の学者、司法の実務部門、その他の分野の有識者が、民法典の法律制定活動に参加すること、民法典あるいは民法典のある部分の建議案の提出を含め、こうしたことを歓迎し、参考にする、と立法機関の人々は考えている。立法機関は、審議のプロセスにあつて、民法典草案をまとめ

て一度に採択できず、編ごごとに審議に採択するという方法を探る。立法審議計画によれば、二〇〇三年は、その重点は物権法草案を審議することである。

聞くところでは、中国が現在審議に提出している民法草案は、総則において、民事行為を制限する未成年者の規定を満七歳にしている（もともとの民法通則は満一〇歳と規定する）。物権法では、国家所有権、集団所有権、私的所有権および建築物区分所有権を規定し、土地請負経営権、建設用地使用権、不動産質権（典権）、居住権、探鉱権、採鉱権、漁業権などの用益物権を規定し、抵当権、質権、留置権、担保譲渡などの担保物権を規定した。人格権法では、生命健康権、姓名権、名称権、名誉権、荣誉権、肖像権、信用権、私的プライバシー権などを規定した。権利侵害責任法では、特に精神損害賠償問題を規定した。涉外民事関係の法律適用法の問題では、民法通則の中で関連する規定を取り入れるほかに、反致、外国法の調査、国際慣例の

適用、互惠対等の原則を加え、そして物権、知的所有権についての法律適用規定を加え、併せて、民事上の主体、契約、権利侵害、婚姻家庭および相続についての法律適用問題について一層具体化した。民法は多方面に関係し、内容が複雑なので、民法典草案の立法審議の過程は、間違いなく、中国の民法学研究を高め、深める過程でもある。民法典が世に出ると同時に、中国は自らの民法学の理論体系を形成することにもなるだろう。

●人権保障の進展

刑事法の分野では、中国の刑法に規定されている死刑の条項が多すぎたり、司法実践において、死刑判決に処せられる犯罪人の数も多すぎであると一部の学者は見なしている。このことから、死刑制度に対する改革を行うよう建議し、併せて、立法と司法において重刑主義の傾向を改めるよう要求している。刑事訴訟手続の面では、「推定無罪」の原則を明確に導入し、併せて、

犯罪容疑者と刑事被告人に「黙秘権」を与え、長期にわたって適用してきた「抵抗する者は厳重に、自白する者は寛大に処分する」という、罪を自ら認めることを強要する刑事政策を改めるように主張する学者もいる。

行政法では、中国は世界貿易機関加盟の承諾に基づき、行政体制改革を逐次進めているが、これと同時に、中国も行政法律制度を引き続き整備しているところである。先ごろ、中国全国人民代表大会常務委員会は「居民身份证法」を審議採択し、また「行政許可法」を審議している。労働教養についての立法も一段と力を入れて進められている。このほか收容送還制度にはたくさん弊害があるという見地から、國務院は「城市流浪乞討人員救助管理辦法」を制定、公布し、一九八二年に國務院が制定した「收容遣送辦法」を撤廃した。これは人権保障精神を具体的に表したものであり、中国の行政改革に新たな進展があったことを説明すると学者たちは考えている。（郭翔著、小林行恵訳）